

## 5. 全日本自治団体労働組合（自治労）の対応

### （1）活動概況

地方自治体職員らで組織される全日本自治団体労働組合（以下「自治労」という。）では、大震災発生翌日に対策本部（本部長：徳永委員長。拠点は東京市ヶ谷の自治労会館3階）を設置し、救援物資の被災地への輸送、カンパ活動などを行った。人的支援についても、「不眠不休の活動を続ける被災地自治体職員の支援を行う」という観点から、被災地県本部・単体労働組合（以下「単組」という。）や被災地外県本部・単組などと連携し、活動を展開した（旅費とボランティア保険料を対策本部で負担）。7月10日までの派遣者数（日数延べ数）は21,302人となっている。

以下、『東日本大震災復興支援活動特別経過報告』（平成23年8月第83回定期大会）（「特別経過報告」）、『第143回中央委員会 一般経過報告』（平成24年1月）（「一般経過報告」）及び聞き取り調査を基に記述する。

#### 《支援開始までの主な経緯》

14日、中央執行委員会を開催し、「ボランティアの派遣は、関係機関・関係県本部を含めた協議の上、別途実施する」ことを決定した。その後、被災県本部等から情報を収集しつつ、対策本部役職員を現地に派遣し、状況やニーズの確認を行った（岩手県（27・28日）、宮城県（22日）、福島県（18・20日）、茨城県（24・25日））。

29日、北海道・東北地連書記長会議を対策本部で開催し、支援活動の具体的な進め方について意見交換を行った。

31日、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を除く43県本部に対して「3県の4つのBC（ベースキャンプ）を拠点に、4月10日から6月5日まで毎週、非被災地県本部毎に5～15人を派遣する」旨、予備的指示を行った。

4月2日、臨時県本部代表者会議を開き、「東日本大震災に関する自治労復興支援活動計画」（下記囲み参照）を示した。

4日、対策本部から3県に対して、対策本部第1班となる役職員を派遣し、

- ベースキャンプの設置
- 交通や宿泊施設の確保
- 被災単組及び被災自治体との支援業務の調整
- 参加組合員の割り当て
- 現地ルールの策定

などを行った。

10日、第1グループが現地に到着し、翌日から支援活動が開始された。

#### 「東日本大震災に関する自治労復興支援活動計画」（4月2日段階）

自治労本部

##### 1. 自治労の復興支援活動計画の考え方

自治労としての、人的支援の取り組みについて、「被災者の支援・救援を行っている自治体職員・組合員の業務を支援する」ことを中心課題として対応する。

2. 基本となる考え方

※以下において、各県本部から派遣される支援組員について、最初に派遣される集団を、「第1グループ（第1G）」と呼ぶ（以降、「第2グループ」「第3グループ」・・・）。

- ①支援対象を岩手・宮城・福島とする。
- ②岩手・宮城・福島・茨城の4県を派遣要請の対象から除く（43県本部）。
- ③支援者について、「1チーム=5人」を基本単位とする。
- ④「1県本部=1チーム」を基本とするが、「組員数4万人超の県本部=3チーム」「組員数2万人超=2チーム」を基本に要請する。この場合、下記の通りとなる。

(3チーム県) 北海道、東京、大阪、兵庫	→12チーム
(2チーム県) 新潟、神奈川、長野、福岡	→8チーム
(1チーム県) 残る35県	→35チーム
総計	55チーム (275人)

- ⑤「避難所運営」を支援活動の基本として想定するが、各県・各自治体の実情に応じて、「物資調達・配送事務」や「医療支援」活動（保健師・看護師）、各種「行政支援」活動（「義援金交付事務」「罹災証明の発行事務」等）についても想定する。
- ⑥避難所支援業務について、阪神大震災の例にならい、「常時10人体制」「2交替勤務」を基本に想定する。すなわち、特定の避難所に対して、「1サイクル（下記⑧）あたり20人（4チーム）を要する」と考える。（実際には、これほどの人手は必要ない可能性もあるが、その場合は別途対応する）
- ⑦当面の支援活動の対象となる自治体について、下記の通りとする。  
 岩手 宮古市（・田野畑村）  
 宮城 石巻市・気仙沼市・東松島市・南三陸町・名取市・岩沼市  
 福島 新地町・相馬市・いわき市（・福島市）
- ⑧1チームの活動サイクルを「土曜現地入り～日曜引き継ぎ・業務開始～翌日曜に引き継ぎ後帰郷」の「8泊9日」とする。ただし、下記6. に示す通り、第1グループについては、「日曜現地入り～月曜業務開始～翌日曜に引き継ぎ後帰郷」の「7泊8日」とする。
- ⑨現時点で、この復興支援活動については、6月5日（日）を一つの区切りとして取り組む。

第1グループ	4月10日（日）～17日（日）	7泊8日
第2グループ	4月16日（土）～24日（日）	8泊9日
第3グループ	4月23日（土）～5月1日（日）	同
第4グループ	4月30日（土）～5月8日（日）	同
第5グループ	5月7日（土）～15日（日）	同
第6グループ	5月14日（土）～22日（日）	同
第7グループ	4月21日（土）～29日（日）	同
第8グループ	5月28日（土）～6月5日（日）	同

### 3. 具体的支援策の概要

下記は、現時点（4/2）での案であり、今後、実際の支援業務の開始までに変更が想定されるので、予め留意のこと。

#### (1) 岩手

支援業務の概要	宮古市内の避難所（2か所）運營業務（田野畑村への物資輸送も想定）。自治労未加盟自治体での支援業務も想定する。
ベースキャンプ	宮古キャンプ（宮古ホテル沢田屋）とする。
支援体制	10チームを配置する（対象県本部は、別表（略）の通り）。

#### (2) 宮城

支援業務の概要	（北部班）気仙沼市の避難所運營業務／南三陸町の避難所運營業務 および行政支援業務／石巻市の避難所運營業務および行政支援業務 （南部班）／名取市の行政業務／岩沼市の行政業務
ベースキャンプ	「北部班」について、松島キャンプ（松島大観荘）とする。 「南部班」について、仙台キャンプ（アークホテル仙台）とする。
支援体制	「北部班」について24チーム、「南部班」について8チーム（対象県本部は、別表（略）の通り）。

#### (3) 福島

支援業務の概要	（北部班）新地町の避難所運營業務／相馬市の医療支援業務（保健師・看護師） （いわき班）いわき市の避難所運營業務および物資仕分け等の業務
ベースキャンプ	「北部班」について、福島グリーンパレスとする。「いわき班」について、ホテルルートインいわき駅前とする。
支援体制	「北部班」について8チーム、「いわき班」について5チーム（対象県本部は、別表（略）の通り）。

※「避難所運營業務」について、箇所数が書いていない場合は、1か所である。

なお、支援者には、「東北関東大震災・自治労派遣支援のてびき」（マニュアル）「惨事ストレスとメンタルケア」ほかの資料を配布する。

### 4. 現地対策本部の立ち上げ（＝支援活動の準備）

計画確定後、計画に沿った支援活動の詳細確定（「作業計画」と呼ぶ）と支援者受入のための準備に取り掛かる。そのため、本部役職員を、4月4日（月）から3県に派遣する。

派遣先は3県本部書記局とし、当面はそこを拠点に活動する。後に、ベースキャンプが立ち上がれば、状況を見て、現地対策本部自体を各ベースキャンプに移動する方向である。

## 5. 交通関係について

※現地へ自家用車で来ることは認めない。

## (1) 岩手

## ①各県本部 ↔ 盛岡

各県（チーム）ごとに公共交通機関等を利用しJR盛岡駅に集合する。

## ②JR盛岡駅 ↔ ベースキャンプ

大型バス（岩手交通）により、集団で移動する。

## ③ベースキャンプ ↔ 支援活動実施場所

大型（中型）バス（県北バス）で移動する。

## (2) 宮城

## ①東京 ↔ ベースキャンプ

東京駅（長野、福井、愛知、岐阜、三重、大阪、兵庫）および羽田空港（それ以外の県本部）から大型バス（宮交観光）で移動する。

## ②ベースキャンプ ↔ 支援活動実施場所

大型（中型）バス（宮交観光）で移動する。

## (3) 福島

## ①東京 ↔ ベースキャンプ

東京駅から大型バス（福島交通）で移動する（途中乗車なし）。ただし、新潟県本部のみ別途の対応とする。

## ②ベースキャンプ ↔ 支援活動実施場所

大型（中型）バス（福島交通）で移動する。

## 6. 支援活動の実施時期および第1グループの集合

実際の支援活動の開始を、4月11日（月）とする。このため、第1グループについて、下表の通りとする。

## (1) 岩手

対象となっている各県本部とも、10日（日）15:00までにJR盛岡駅の指定された場所に集合する。その後、ベースキャンプまで大型バスで移動。ベースキャンプにおいて同日18:30から全参加者による意思統一会議。

## (2) 宮城

対象となっている各県本部は、10日（日）12:00に大型バスで出発するので、遅くともその30分前までに、羽田空港もしくは東京駅の指定された場所に集合する。移動後、ベースキャンプにおいて、同日19:30から全参加者による意思統一会議。

※東京駅発：合計60人（バス2台）

長野、福井、愛知、岐阜、三重、大阪、兵庫

※羽田空港発：合計100人（バス3台）

富山、石川、岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

## (3) 福島

対象となっている各県本部（新潟を除く）は、10日（日）13:00に大型バスで出発するので、遅くともその30分前までに、東京駅の指定された場所に集合する。移動後、ベースキャンプにおいて、同日18:30から全参加者による意思統一会議。

上記は、あくまでも、4月2日段階の予定であることに留意。ただし、チケット手配等の関係上、大幅な変更は行わない。

## 7. その他の取り組みについて

(略)

## (2) 人的支援の状況

## ア 派遣人数・派遣先・派遣形態

このスキームによる派遣延べ人数は、7/10までで2,836人となっている（当初区切りとしていた6月5日（第8グループまで）から、体制を縮小して7月10日（第13グループ）まで実施された）。時系列的に見ると4月下旬から6月上旬までは300人程度が各グループで安定して派遣されている（図1-5）。安定して派遣が行われたことに関し、自治労では次のような評価がされている。

「このことは、「組織性」を自らの特性とし、それを活かした活動をしようとしてきたという点から言えば、高い評価が与えられるべきである。事実、他のボランティアが、春休みやゴールデンウィークにはオーバーフローするくらい集まる一方で、長期の休みがとれない時期には人手不足に陥ることが課題として指摘されていたことからすれば、安定的な人材供給を継続しきった、と評価できる。当初、一部の被災自治体では、自治労が支援に入ることについて疑問符を付けていたのが事実であるが、次第に、このような安定性が着目され、支援先での自治労の存在感は明らかに高まっていった。」

（出典）『第143回中央委員会 一般経過報告』（平成24年1月）p304

なお、派遣先は、支援先市町村の多かった宮城県が最も多くなっている（図1-6）。

また、派遣形態であるが、「ボランティア休暇制度」を活用して参加した者が56.1%で最も多い（自治労で「ボランティア保険」掛け金負担）。「公務出張扱い」は11.6%となっている。ボランティア休暇制度については、4月13日、人事院が本大震災に関わるボランティア休暇として認められる日数を延長した。そのことが「ボランティア休暇制度」が多くなっている理由だと自治労では分析している。一方で、自治労の場合、公務を支援することが中心であり、その中で被災者の個人情報に触れる機会も想定されることから、また、事故や災害に遭った場合の補償の問題なども考慮すると公務出張扱いが望まれるという考えもあり、自治労では総務省に対して働きかけを行った。そして、「被災市町村からの要請に基づく市町村への支援活動で公務として支援すべ

きものについては、職務命令による派遣（公務出張）による取扱いとしていただくことが適当」との見解を得、自治労ルートでの支援活動でも公務出張扱いが可能となる道を整えた。

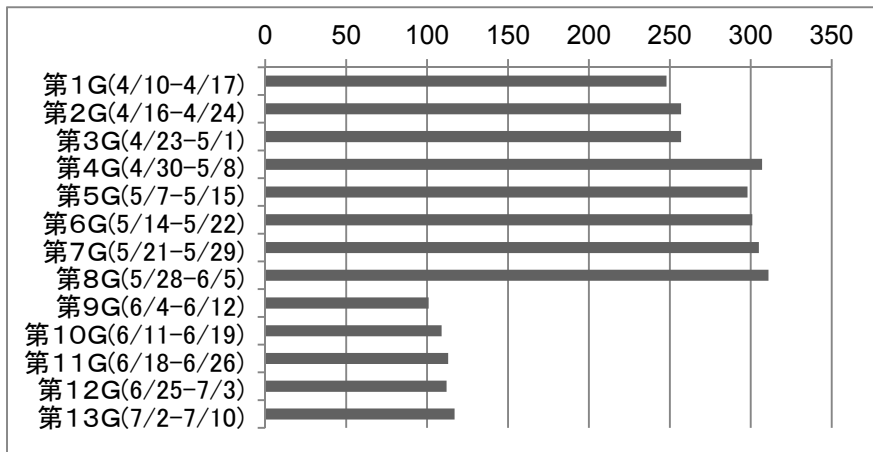


図 1-5 自治労調整による人的支援の推移（人）

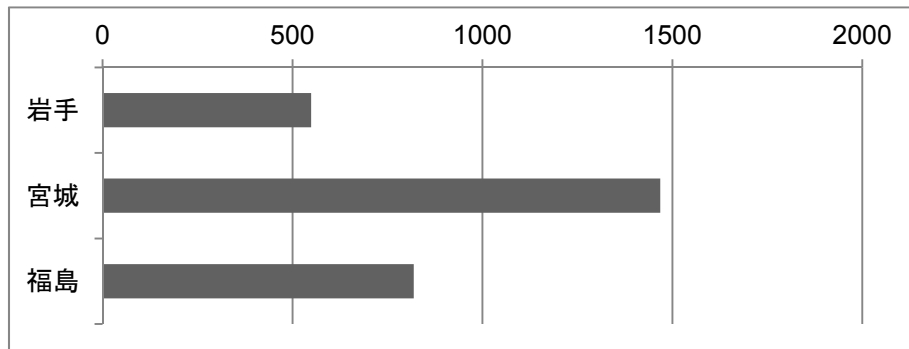


図 1-6 自治労調整による人的支援の派遣先（人）

### イ 支援内容

被災市町村への支援活動の内容は、表 1-6 のとおりである。一般経過報告では、阪神・淡路大震災の際の支援と比較して、今回の支援の特徴が次のとおり挙げられている。

#### 支援活動の内容が多岐に及んだ

阪神・淡路大震災では地震と火災による被害が主だったが、今回の大震災では、大津波や原発事故が加わり、それに呼応して支援内容も多岐に及んだ。

#### 支援活動の内容が日々変化した

上記と関連し、被災地・被災自治体でのニーズが日々変化し、それに応じて支援活動の内容もほとんど一週間単位で変わった。

表 1-6 自治労調整による人的支援の派遣先別支援内容

派遣先		支援内容
岩手県	宮古市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営補助業務</li> <li>● 位牌・アルバム等の整理業務</li> <li>● 救援物資の仕分け業務</li> <li>● 義援金受付補助業務</li> <li>● 仮設住宅入居関係業務</li> <li>● 民間賃貸住宅申請受付業務</li> <li>● 仮設住宅への物資配送業務</li> <li>● 保健師・看護師の被災者相談業務</li> </ul>
	山田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務</li> <li>● 義援金受付業務</li> <li>● 仮設住宅入居手続き業務（事務および現地設置業務）</li> </ul>
宮城県	気仙沼市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所向け物資仕分け・配送業務</li> <li>● 戸籍、罹災証明業務</li> <li>● 遺体安置所受付業務</li> <li>● 拾得物整理業務</li> <li>● 避難所運営業務</li> </ul>
	石巻市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務</li> <li>● 戸籍、罹災証明業務</li> <li>● 義援金給付業務</li> <li>● 「思い出の品」整理管理業務</li> <li>● 仮設住宅への物資搬入業務</li> </ul>
	塩竈市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罹災証明書の発行事務</li> <li>● 給水支援業務</li> <li>● 公共施設の清掃</li> </ul>
	東松島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家屋解体・がれき撤去申込の受付業務</li> <li>● 罹災証明書、生活再建支援金受付業務</li> </ul>
	岩沼市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 罹災証明のための現地確認作業</li> <li>● 避難所の運営業務</li> <li>● 遺体安置所受付事務</li> </ul>
	名取市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物資配送業務</li> <li>● 漂流物整理</li> <li>● 災害弔慰金・援護資金等業務</li> <li>● 現地作業の重機への給油</li> <li>● 石灰など消毒剤の配布</li> <li>● 遺体安置所での衣服洗濯作業</li> <li>● 避難所運営業務</li> </ul>
	福島県	相馬市
	新地町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務</li> <li>● 位牌・アルバム等の整理業務</li> </ul>
	南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務</li> </ul>
	福島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務</li> <li>● 仮設住宅等申込受付（原発事故による南相馬市サテライト）</li> </ul>
	二本松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務（原発事故により自治体移転の浪江町）</li> <li>● 義援金事務（原発事故により自治体移転の浪江町）</li> <li>● 仮設・借り上げ住宅のコールセンター業務（原発事故により自治体移転の浪江町）</li> <li>● 物資配送業務（原発事故により自治体移転の浪江町）</li> </ul>
	伊達市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務（原発事故により避難してきている南相馬市）</li> </ul>
	会津若松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務（原発事故により避難してきている大熊町）</li> <li>● 避難者一時帰宅受付業務（原発事故により自治体移転の大熊町）</li> <li>● 仮設住宅等申込受付（原発事故により自治体移転の大熊町）</li> </ul>
	会津美里町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営業務（原発事故により自治体移転の檜葉町）</li> <li>● 避難者一時帰宅受付業務（原発事故により自治体移転の檜葉町）</li> <li>● 仮設住宅等申込受付（原発事故により自治体移転の檜葉町）</li> </ul>

ウ 調整

全体的な人的支援の調整を図で示すと図 1-7 のとおりである。対策本部が、支援側と受援側の間に入り、支援ニーズと支援要員とのマッチング、現地への交通、宿泊などさまざまな調整を行った。対策本部では、当初、被災 3 県本部と電話で調整を行っていたが、3 県本部は管内単組との調整に追われ十分な調整を行うことができなかった。そのため、支援活動を迅速・的確に行うため、対策本部役職員を 3 県のベースキャンプ等（ベースキャンプは宮古市、松島町、仙台市、福島市、会津若松市に設置）に派遣し調整を行うこととなった。派遣に当たっては、「支援者の入れ替え日は人手を厚く」「複数の役職員が重なることで切れ目を生まない」などの工夫を行い、ベースキャンプの運営全般を担った。なお、この派遣は 5 泊 6 日を基本としていたが、7 泊 8 日を基本とする支援グループとのサイクルとずれていた点が今後の課題として挙げられている。

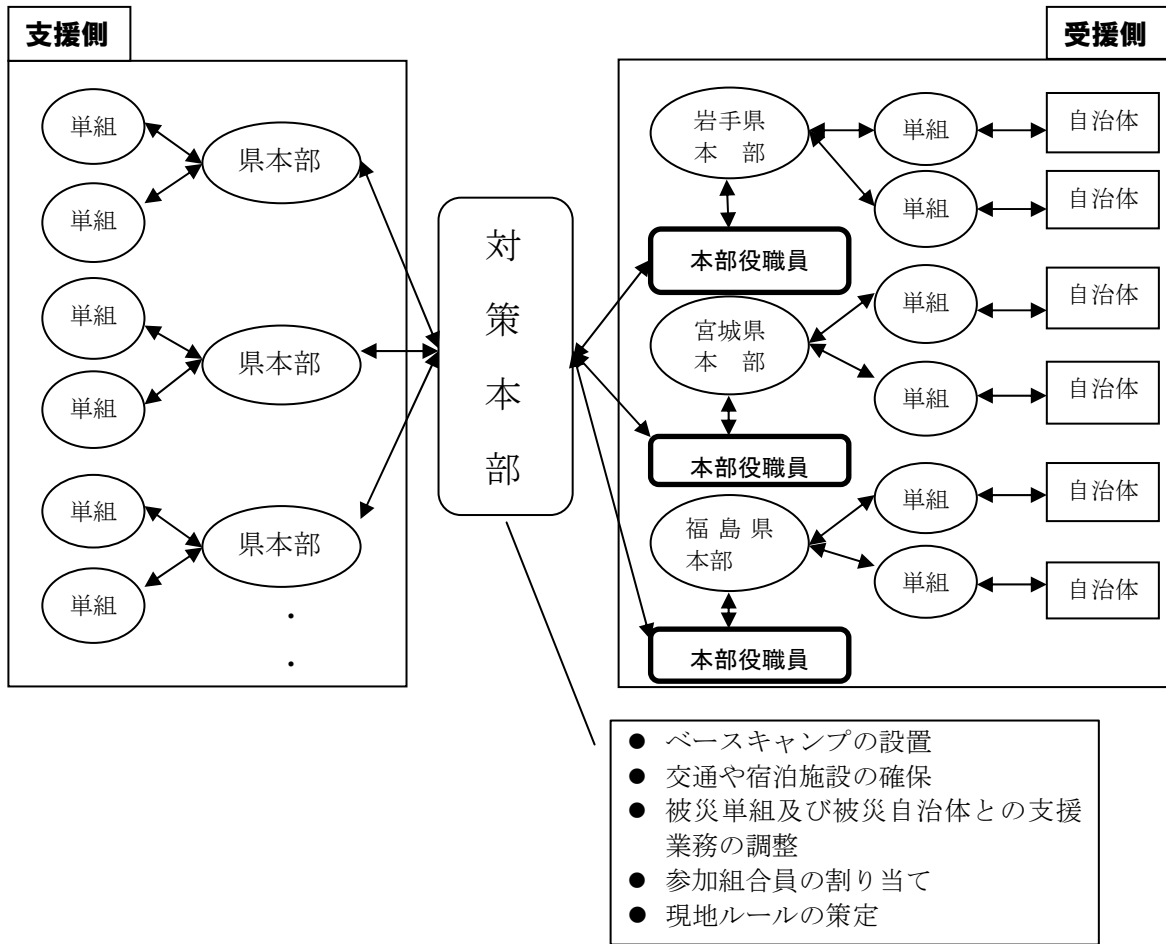


図 1-7 自治体による人的支援調整の全体図

調整での困難

支援活動の調整は図 1-7 の枠組で進められたが、上記の困難以外にも多くの困難があった。一般経過報告では、阪神・淡路大震災の際と比較して、次のような困難が挙げられている。

阪神・淡路大震災では、支援を受ける各自治体から特定の支援活動を自治労がまとめて引き受ける（ロットで業務を引き受ける）方法がとられ、一括して引き受けることで引き継ぎ等も効率よく行えた。しかし、今回の大震災では、ニーズが次々と変化していくことに加え、自治労だけ



でなく多くの個人や組織が現地入りする中で、その方法がとれなかった。「自治労本部（ベースキャンプ）－県本部－（当該単組）－当該自治体」というラインの中で、支援内容を毎週確定させながら進めていくことになったが、そのことは下枠のとおり調整に大変な困難をもたらした。

「業務によっては、一定程度の技術や知識を必要とするものもあり、一方で、各県本部からの支援者の数が一定せず、わずか数日で、必要人員数も含めて支援者と業務内容をマッチングさせることは至難の技であった。そのため、支援者を送り出す側の県本部や支援者本人に相当の無理をお願いせざるを得なかった場面も多く見られた。」

その結果、対策本部では、各県本部に対し参加者数を減らすよう要望したり、反対にもっと人を出すように要請することになり、迷惑と困難を強いることになった。「予定人員に過不足なく参加者を確保することが組織活動としては重要であることを確認した上で、可能であれば「予定人員より異同があっても吸収できる業務」を確保しておくことも肝要」と一般経過報告の中で指摘されている。

#### エ マニュアルの配布

自治労では、支援活動の実施に当たって、2つのマニュアルを作成・配布した。

ひとつは、「自治労派遣支援マニュアル」である。支援活動の心構えに始まり、現地での気象データも参考として掲載されている。

自治労派遣支援マニュアル 目次 Ver.2 2012.4.6

- I. 支援活動の心がまえ
- II. 現地活動での注意点
- III. 準備品リスト
- IV. 自治労復興支援活動に参加するための「災害ボランティア保険」について
- V. 病気・けがの予防
- VI. 支援活動の「安全・過労・メンタルヘルス」対策について

参考資料

- 各地の気象データ
- 支援県と派遣県本部一覧 等

もう一つは、「惨事ストレスとメンタルケア」（個人携帯用）である。支援活動に従事する中でさまざまなストレスを受けることが予想されるため、こころの健康を保持するための対策のひとつとして実施された。参加者には、支援参加前後のストレス度合いのチェックリストを配布し、回収・分析を行った。その結果、支援後のストレス値は微増であり、予想よりも低い結果だったとのことである。本マニュアルの他、ベースキャンプで班長会議や参加者集会を行ったり、帰郷後、各県本部・単組が支援参加者集会を開いたりしたことがストレス緩和に繋がったのではないかと分析されている。

### (3) 教訓・課題

上記で記したものの他、一般経過報告の中で、今回の教訓・課題として次のような点が挙げられている。

#### 実際の支援活動に入るまでに1ヶ月を要した

19日後に支援を開始した阪神・淡路大震災に比べて、本大震災では支援開始までに1ヶ月を要した。その理由としては、

- 被害が阪神・淡路大震災を遙かに上回っていたこと
- 被災地域が広範に及んでいたこと
- 福島第一原発事故による影響

が挙げられる。

対策本部としては、直後から「自治体単独で何らかの支援活動を行うことは当然」という認識を持っていたが、被災県本部からの支援要請もあったものの、また、非被災県本部からの要望もあったものの、上記の理由から判断しきれない状態が続いたという（非被災県本部・単組に対しては、被災地の混乱状況を踏まえ、独自に情報の提供を求めたり行動を起こすことは控えるように要請していた(3月12日付け通知)）。

4月2日に臨時県本部代表者会議を開きようやく具体的な活動が始まったが、その時点でもまだ支援活動の具体的な内容や支援先自治体等は決定できておらず、ベースキャンプも定まっていないところがあった。そのため、対策本部役職員の第1班が先に現地入りし、支援第1グループが到着するまでに、関係県本部や自治体と協議して詳細な計画を練り上げる必要があった。

本来は細部を確定した上で支援側の県本部に要請すべきであったが、逼迫する被災地の状況が日々伝えられ、統一地方選挙も近づく中で少しでも早く動かなければ人員の確保もままならなくなるという危機感の中で、「やや見切り発車的」に活動は開始されたとのことである。

#### ベースキャンプ(宿泊先)から支援先自治体までが遠かった

一部では、ベースキャンプと支援先自治体までの距離が長く、支援に従事する者から「移動時間が長すぎる」との声も聞かれた。対策本部では、ベースキャンプの移転や増設も検討したが、宿泊施設の絶対数が少ないこと、支援者の受入や管理が難しくなることなどから断念した。今後の災害時には、こうした問題も考慮して拠点を確保すべきことが教訓として挙げられている。

#### 業務サイクルにアンバランスが生じた

避難所支援業務に関し、対策本部では阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、多くの避難所で「24時間業務-24時間非番」というサイクルを採用した（「東日本大震災に関する自治体復興支援活動計画」(4月2日段階)2.⑥に記載された想定）。しかし、避難所によって業務の状況が異なり、「ほとんどやることがない」避難所もあった。その結果、他ルートを通じて支援業務に従事する職員とのズレが生じたり、「全力を尽くそう」という支援者の思いとの間で空回りが起き、ベースキャンプ担当者との間で軋轢が生じることもあった。こうした事態も想定した対応のあり方が課題として挙げられている。

#### その他

- 支援活動全般に関し、女性が参加しやすいものであったのかどうかの検証
- 原子力災害の下での活動に関する基準づくり
- とりわけ厳しい業務を担った消防職員に関わる基準づくり

- 公共サービスの縮小、民営化の流れの中で、自治体では人や機材を保有しない状況が生まれ  
ており、そうした中での支援のあり方の検討

(参考) 組合員の被災状況

自治労による人的支援は、自らも被災者である中「被災者の支援・救援を行っている自治体職員・組合員の業務を支援する」ことを基本に実施された。被災地では、多くの自治体職員が今回の大震災で被災したが、自治労による被害実態調査の結果として次のように報告されている（平成23年7月22日現在）。

### 東日本大震災 自治労組合員被害実態調査(7月22日現在)

\* 下記調査結果は7月22日時点で知りえたものであり、さらに多くの被害がある可能性があります。

同様に、空欄については必ずしも被害がないということではなく、集計中又は集計作業が進んでいないという可能性があります。

\* 青森県本部調査は6月9日現在、福島県本部調査は7月9日現在。

県本部	① 組合員 死亡	② ①以外 の職員 死亡	③ 組合員 行方不 明	④ ③以外 の職員 行方不 明	⑤ 入院を 必要と する 傷病	⑥ 家族の 死亡	⑦ 家族の 行方不 明	⑧ 家族の 傷病	⑨ 住居の 全壊	⑩ 住居の 半壊・一 部壊	⑪ 原発事 故によ る避難
青森										72	
岩手	1					17	10		128	177	
宮城	29	43	15	28		209	18	2	994	2,024	
福島	6		4	1		3		3	1		
栃木									3	1,212	
茨城					1	1		1	18	2,326	
千葉									2	241	
	36	43	19	29	1	230	28	6	1,146	6,052	0

(注)

②：非組合員の職員

⑤：組合員の中で入院を必要とする傷病患者数

⑥～⑧：被災した家族の人数ではなく、⑥～⑧に該当する組合員の人数。

⑨⑩：被災した建物の数ではなく、⑨⑩に該当する組合員（持ち家・賃貸にかかわらず）の人数

(出典)『東日本大震災復興支援活動特別経過報告』（平成23年8月第83回定期大会）p18